

放送大学学位規程

平成22年10月13日

放送大学規程第8号

改正 平成26年2月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第44条並びに放送大学大学院学則（平成22年放送大学規則第4号）第40条第1項及び第2項の規定に基づき、放送大学において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 放送大学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

学士（教養）

3 修士には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

修士（学術）

4 博士には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

博士（学術）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与すべき者に別記様式により学位記を授与する。

(学位論文の要旨等の公表)

第5条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第6条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定により公表する場合は、その学位論文に「放送大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、放送大学の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、放送大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位授与の報告)

第7条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、省令第12条に定めるところにより、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取り消し)

第8条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

附 則（平成26年2月19日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第 号

卒業証書・学位記

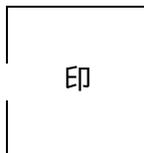


氏 名
年 月 日生

放送大学学則の定めるところにより教養学部 コース
所定の課程を修めたのでここに卒業を認定し学士(教養)の学位
を授与する

年 月 日

放送大学長



第 号

学 位 記



所属プログラム名

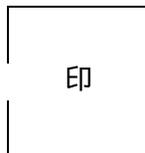
氏 名

年 月 日生

本学大学院文化科学研究科文化科学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(学術)の学位を授与する

年 月 日

放送大学長



第 号

学 位 記



所属プログラム名

氏 名

年 月 日生

本学大学院文化科学研究科文化科学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(学術)の学位を授与する

年 月 日

放送大学長

